

「ドラマチック東九州の旅」VS対決テレビ番組制作・放送業務 企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

この要領は、アフターコロナの旅行需要を取り込むため、東九州観光推進協議会において取り組んできた東九州2県（大分県、宮崎県）の観光宣伝、観光客誘致等によって蓄積された情報をベースに、PR効果の高いメディアを活用した情報発信を行うことについて企画提案を募り、企画提案競技に参加する事業者から本業務を受託する候補者を選定することに関し、必要な事項を定める。

2 業務の名称

「ドラマチック東九州」VS対決テレビ番組制作・放送業務

3 業務の内容

別添業務委託仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月15日まで

5 委託料の上限

5,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 業務の実施に必要な全ての経費を含む。ただし、テレビ放送局がその番組に関して締結するその他のスポンサー契約を妨げない。

6 委託料の支払

精算払とする。

7 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の業務の遂行に当たり、十分な能力を有すること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (3) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、国、地方公共団体等からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ① 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ会等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(1)～(5)を満たしていること。

8 企画提案競技のスケジュール

公告	令和4年10月 3日（月）
事前説明会	実施しない
質問書の提出期限	令和4年10月11日（火） 午後5時（必着）
参加申込書の提出期限	令和4年10月19日（水） 午後5時（必着）
企画書の提出期限	令和4年10月28日（金） 午後5時（必着）
審査	令和4年11月11日（金） 午後
審査結果の通知	令和4年11月15日（火） までに行う。

9 企画提案競技の方法

(1) 質問及び回答

本業務に関し、質問がある場合は、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

ア 提出先 本要領12のとおり

イ 提出期限 令和4年10月11日（火） 午後5時（必着）

ウ 提出方法 F A X又は電子メール

※ 件名は「ドラマチック東九州の旅」V S 対決テレビ番組制作・放送業務企画提案競技に係る質問」とすること。

エ 質問に対する回答

原則として、質問者に対し、令和4年10月14日（金）午後5時までに回答するとともに、回答した内容については、まとめてホームページ（※）上に掲載するものとする。

※ みやざき観光情報「旬ナビ」 <https://www.kanko-miyazaki.jp>

日本一の「おんせん県」大分県の観光情報公式サイト <https://www.visit-oita.jp>

(2) 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書（様式第2号）を提出すること。

ア 提出先 本要領12のとおり

イ 提出期限 令和4年10月19日（水） 午後5時（必着）

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール

エ その他

持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、10月19日（水）午後5時までに本要領12の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。

（3）企画書の作成及び提出

ア 企画書

以下の①から④までを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

- ① 企画提案書（様式任意）
- ② 企業概要（様式任意）
- ③ 見積書

（ア）見積書の様式は任意だが、仕様書を踏まえ、項目毎に積算内容を明記すること。

（イ）見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。

（ウ）企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。

（エ）宛名は「東九州広域観光推進協議会 会長 山下 栄次」とすること。

- ④ 誓約書（様式第3号）

イ 提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和4年10月28日（金）午後5時（必着）
- ② 提出場所 本要領12のとおり
- ③ 提出方法 持参又は郵送、及びデータ納品も行うこと。

※ 郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

ウ 企画提案書作成に当たっての留意点

- ① 企画提案書は1者1案に限るものとする。
- ② 企画提案書はA4判（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）とし、提出部数は10部（正本2部、副本8部とし、正本には押印すること。）とする。
- ③ 企画提案書は、仕様書を踏まえ、下記事項について必ず記載し、分かりやすい表現で記述すること。
 - （ア）制作する番組の企画概要（番組名、番組の流れ、放送尺等）
 - （イ）番組で取り上げる予定の東九州2県の観光素材
 - （ウ）番組の出演者・ゲスト
 - （エ）制作した番組の放送予定（放送時期、放送エリア、放送時間帯、放送回数等）
 - （オ）業務の実施体制（再委託予定先も含む。）
 - （カ）業務の実施スケジュール
 - （キ）同種・同規模以上業務の受託・履行実績
過去3か年度における同種・同規模以上の業務の受託・履行実績（契約相手、事業名、契約金額）について記載すること。
 - （ク）その他のオプション企画
（SNS等を使った番組の周知、再放送、YouTube等における二次視聴等）
- ④ 本業務を実施するに当たり、当協議会に求める作業、資料等についても記載すること。
- ⑤ 企画提案書はトータルで40枚以内とすること。

（4）企画書の無効等

次のいずれかに該当する場合、企画書を無効とし、当該参加事業者を失格とする。

ア 本要領7の参加資格を満たさないとき

イ 参加申込書又は企画書への虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

ウ 企画書の内容が仕様書に明らかに適合しないとき

エ 企画提案書又は見積書に金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱したもの又は不明なも

のがあるとき
オ 上記（ア）～（エ）に掲げるもののほか、当該企画提案競技に関する条件に違反したとき

（５）審査

企画提案競技参加事業者の企画書について、別表「審査基準書」により審査を行い、最も優れた提案を行った参加事業者を受託候補者として選定する。

なお、審査員及び審査内容については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

ア 審査方法

提案内容等について、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

なお、企画提案競技参加事業者が６者を超える場合は、事務局において事前審査を行い、事前審査に合格した６者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行うものとする。

イ 審査日時及び場所（予定）

令和４年１月１１日（金）午後

オンラインによる実施とする。

※審査スケジュールの詳細については別途、事前に通知を行う。

ウ 審査時間

３０分とし、各提案者のプレゼンテーション２０分、質疑応答１０分とする。

エ 審査結果の通知

採択・不採択にかかわらず、参加事業者全員に通知する。

10 契約の締結手続等

（１）受託候補者と当協議会は、採択された企画書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、委託料上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。この際、企画書の内容は、協議の上変更する場合がある。

（２）受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の企画提案を行った参加事業者と契約に向けた協議を行い、上記（１）に準じて契約手続を行う。

11 その他

（１）当企画提案競技の参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（２）提案者から提出された書類は返却しない。なお、当協議会は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

（３）本企画提案競技の参加により知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。

12 企画提案競技の問い合わせ並びに質問書、参加申込書及び企画書の提出先

東九州観光推進協議会

（公財）宮崎県観光協会

観光推進局 国内誘致部 担当：後藤

〒880-0811

宮崎県宮崎市錦町１番１０号 宮崎グリーンズフィア壱番館３階（KITENビル）

〔電話〕0985-25-4676 〔Fax〕0985-26-6123

〔電子メール〕goto-hidekazu@kanko-miyazaki.jp

13 事業についての問い合わせ先

東九州観光推進協議会

(公財) 宮崎県観光協会
観光推進局 国内誘致部 担当：後藤
〒880-0811

宮崎県宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア吉番館3階 (KITENビル)

〔電話〕0985-25-4676 〔Fax〕0985-26-6123

〔電子メール〕goto-hidekazu@kanko-miyazaki.jp

(公社) ツーリズムおおいた
誘致営業部 国内誘致営業課 担当：安部
〒870-0029

大分県大分市高砂町2番50号 OASISひろば213階

〔電話〕097-536-6250 〔Fax〕097-536-6251

〔電子メール〕abe@we-love-oita.or.jp